

災害時要援護者個人情報取扱ルール（記載例）

（目的）

第1条 この取扱ルールは、〇〇町内会（以下、「**本会**」という。）が保有する災害時要援護者の個人情報について、その適切な取り扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

コメント [1]: 町内会名を記入します。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下、「**法**」という。）等の趣旨に則り、これを遵守するとともに、災害時要援護者避難支援活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会は、この取扱ルールを総会資料や回覧等により会員に周知する。

（管理責任者）

第4条 本会の災害時要援護者避難支援活動における個人情報管理責任者（以下、「**責任者**」という。）は、町内会長とする。

コメント [2]: 管理責任者を具体的に記入します。

（取扱者）

第5条 本会の災害時要援護者避難支援活動における個人情報取扱者（以下、「**取扱者**」という。）は、副会長・担当役員・班長・支援者・ボランティアとする。

コメント [3]: 個人情報取扱者を記載します。必要に応じて、追加又は削除を行います。

(利用目的)

第6条 保有する個人情報、災害時の避難支援活動及び支援体制整備のために利用するものとする。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報の取得は、仙台市から配付される「災害時要援護者リスト」によるほか、本人からの聞き取りにより行うこととする。

2 本会が災害時要援護者の支援等のために取得する個人情報は、**氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・緊急時の援護の要否・緊急時連絡先・要介護、要支援認定の状況・障害の状況や病歴・その他災害時の避難支援に必要な事項**で、かつ本人が同意する事項とする。

コメント [4]: 町内会等で取得する個人情報の内容を具体的に記載します。
必要に応じて追加または削除を行います。

(管理)

第8条 保有する個人情報は、責任者が適正かつ厳重に管理を行うとともに、取扱者が、それぞれ必要な限度で適正かつ厳重に取り扱う。

2 保有する個人情報は、災害時の避難支援活動を行う支援者等に対し、活動に必要な情報のみを提供する。

3 前項により個人情報の提供を受けた者は、個人情報を適正かつ厳重に取り扱う。

4 不要となった個人情報は、責任者立ち会いのもとで適正に廃棄するものとする。

(本会以外の者への提供)

第9条 保有する個人情報は、次に掲げるもののうち、本人の同意が得られた範囲にのみ提供を行う。

- (1) 担当民生委員児童委員
- (2) ◆◆ 地区社会福祉協議会
- (3) ▲▲ 地域包括支援センター
- ~~(4) 仙台市地域防災リーダー~~
- (5) ボランティア
- ~~(6) _____~~

コメント【5】: 提供を行う範囲について具体的に記載します。
必要に応じて追加又は削除を行います。

2 前項により提供する個人情報の項目は、次に掲げるもののうち、本人の同意が得られたものとする。

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号
- ・緊急時の援護の要否 ・要介護、要支援認定の状況
- ・障害の状況や病歴
- ・その他災害時の避難支援に必要かつ本人の同意を得て取得する
情報

コメント【6】: 提供する個人情報の内容を具体的に記載します。
必要に応じて追加または削除を行います。

3 次に掲げる場合は、本人の同意を得ることなく、個人情報の提供を行うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 責任者は、個人情報を第三者（取扱者を除く）に提供したときは、法に定める第三者提供に係る記録（第三者の氏名等・経緯・本人の氏名等・情報の項目・本人の同意）を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 責任者及び取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受ける際は、法に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録（第三者の氏名等・経緯・本人の氏名等・情報の項目・本人の同意）を作成し保存する。

(個人情報の訂正等)

第12条 災害時要援護者は、第7条に基づき本会へ提供した本人の個人情報について責任者に対し訂正等を求めることができるものとする。

2 前項の請求があった場合、責任者は遅滞なく必要な調査を行い、該当する個人情報の訂正等を行う。